

船舶の変更登録申請

船舶法第6条の2、第10条、第11条
(総トン数20トン以上の日本船舶)

【申請対象者】

船舶所有者(又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士)

【提出時期】

変更の事実が生じた日から2週間以内

【申請書様式】

船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書〔申請様式第3号〕

【添付書類】

所有者の変更(名義人、住所など)	船舶登記簿謄本、抄本又は登記済証
船籍港の変更	変更の事実を証する書面(置籍願、など)
総トン数の変更	—
表示事項の変更	臨検調査書、など

<船舶登記簿の表題部(船名、船籍港、総トン数等)に変更が生じる場合>

- ・ 法務局へ嘱託する際の登録免許税 1,000 円
- ・ 返信用封筒及び切手(法務局発行の嘱託書副本(登記済証)を希望する場合に限る)

【手数料】

- ・ 登録手数料(変更)(船舶法施行細則第48条)
 - 船籍港の変更を伴わない場合 6,700 円
 - 船籍港の変更がある場合 13,500 円(※)※ただし、同じ管海官庁(運輸局等)の管轄区域内で、船籍港を変更する場合は、6,700 円となります。
※所定の様式〔手数料様式第1号〕に収入印紙を貼付
- ・ 船舶国籍証書の書換手数料(船舶法施行細則第51条)
 - 4,500 円
 - 7,500 円(英語併記の場合)※所定の様式〔手数料様式第2号〕に収入印紙を貼付
※申請にあたっては、変更の登録と証書の書換は、同時に申請する必要があります。(船舶法施行細則第31条)

【申請先】

最寄りの地方運輸局(神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む)
又は、運輸支局(事務所)